



御稱號と就任の進言

一 御稱號

學問上の説明に當り、儀論と歸着を  
神功皇后と唱ふを前鑑として  
英明皇太后の御事のことこの  
解説を要して  
同皇太后の御事の際に此の如し

皇政維  
新前

皇妃あり

や御りして准后とあり

明治天皇の御事

天皇の御事中山氏と推

典侍ありや御り此と

維新の  
後

推尊皇太后の前例と由りて  
奉承の禮を實母と同じ  
前皇の権典侍中山氏推尊  
の禮遇あり

明治二十  
三年以後

従前の御身位嫡后とありて  
皇太后と申せ  
中山氏と推尊と云ふことの  
道なきことあり

八公家七家士卒平民皆舊勲時代  
の束縛を脱して過去の名義と拘り  
て新制と據り利益を享有す  
皇族の多數を然り



の束縛を脱して過去の名義に拘ら  
ざ新制に據り利益を享有り  
皇族の多數亦然り

皇太后獨り制度を遷期の大勢に  
專らべりて又たこれを以て母あり  
らざらざ

## 二 御稱號と太后の論議

昭憲皇太后の御稱號を英照皇  
太后の御稱號に倣はるるあり

英照皇太后の御稱號の當を失す  
と云ふ言議を女子各對福羽重静  
明治三十二年より日清年の間  
其筋の當局者と居し之を對せり

大正三年 昭憲皇太后の明と  
昭憲皇太后と謂ふを學者歎く  
同四年 明治神宮の祭神の御名と  
して昭憲皇太后と唱ふ 不佞  
乃ち尙子おほ多野小齋と敬言を  
今年五月以來更に提言を

## 反對論の遷りてのあり

- 一 論言改じしこと(明治三十二年を)  
皇室典範第三十條に據りて最  
後の序身位を表す(大正三年後)
- 二 太后の威嚴を護る容易と改ん  
難(現今に於ての反對要旨)

る月中旬より内務省と内務省との間に  
津名改稱の内務省の間の内務省  
前年までの行態より一同意  
せし 識者双方を以て

七八九月の間、内務省の苦慮

前年その行態より一々同意  
せし。識者双方を以て

七八九月の間、宮内府及びの苦慮、  
宮中制度審議層の強壓、

総裁伊東子爵(已代治)委員岡  
野平兵衛、倉富等の申合

本邦圖書頭の論文、微弱にて  
答へられざる

文化部も、其子典も、存言あり  
圖書頭、諸事、提議の正論、

同意せり  
官立方の諸君、正論、執るもの多  
しと雖も、一部、俗論、阿るあり

宮内府大臣の意向、態度、明白  
ありとぞ(個人として提議、同  
意ありと云ふ)

### 三 宮中制度審議層の 委員の概

首坐の委員、岡野北洋博士、去る日  
本誌の要旨を以て

提議を意味せし、宮内府と

内務省あり  
制度審議層、正式の諮問を  
受け、すべて此公式の決断あり  
但し、留置ありて反對せんと公言  
せしものは、伊東総裁、岡野、

平信、倉富の三委員あり  
反對の趣旨、五字の語、強説と  
分解して見ると、其意あり  
明治以来、書籍層の建機、

平川 倉庫の三  
反對の趣旨と五字の字號  
分解して見ると、  
（明治神宮奉還層の建儀、  
正反對と云ふあり）

最初より四字ありせど是也亦  
可なり（是と信念倉庫の手  
續と重なるの言論ありて  
尊號その物の正否と云ふの  
意味これぞ）

胡と絶對の反對これぞと  
重大なる理由ありて改稱同意  
ありともありと（此と竟に  
同意するの期ありは信論あり）

是於て明治神宮奉還の礼に  
重大なる意義ありぬやと反  
問せし徳令（と不信と伊東  
氏の會見を然とて云ふなり）

### 田内閣の答の多附

今年八月明治神宮奉還層  
會七徳川公卿より内務大臣へ  
（自由大臣も同様）照會をたし  
御執號の改稱の事と被るま

九月皇典清宮あり木佐  
典博士より内務大臣へ（自由大臣  
と内大臣とも）同前の建儀を  
内務大臣と自由大臣ととの  
建儀を制度審議層に回覧し  
附て其の所見と即ち（是  
とて岡野博士の白白あり但し  
細い記帳と）

附して其の所見を叩き(是  
として岡野博士の白白より何季  
細記を記さざ)

内務大臣にその経緯を以てのし  
くお述べし事ありし  
九月二十日より此の御初め  
御上より

内務大臣の決り明快なり  
明治神宮の近頃各員執中  
社局長と書き典として何等の  
福あり申立し意氣揚う  
此の各員の下の方こそ最近  
出来たりし事ありし  
御返答の時既に  
申す事ありし事ありし

### 五 最近の事情

本月十日松方侯印、山縣公、西  
園寺公、平田公、中村男の各邸より  
消息ありし事ありし  
一昨十一日の朝、山縣公方に在りし  
その状態よれど問題未解決  
着しありし事ありし  
石原未だ山縣公に引見せられし  
憶ふに伊東公との関係はよき

### 六 惘願

既往の遂まりし皆臣下の過失に  
起因す  
されど今も君臣を以て之を掃

既往の遂事と皆臣下の過失に  
起因を  
たれど自らも君臣法を以て之を掃  
除せざるは  
之を陛下に言上するの難易を以て  
其の人となり蓋し容易と書聞  
せらる人ありん

教諭も多し辭達して  
止むと長きこと宜しき  
例へど汝のありともありん歟

朕母子對揚の道に因りて久  
しく皇妣を稱して昭憲  
皇太后と謂り今茲明徳  
神女の造聖成を以て  
乃ち皇考皇妣將國家  
の宗祀をたよけたまはんとす  
一々從前の稱呼を更めて  
昭憲皇后と謂ふべし

皇祖妣華照皇后も亦皇  
祖考に配して華照皇后と謂  
わべし  
汝群臣衆庶其を斯の旨を  
體せよ

あつたのめくありては  
すらしと凡く憚らざるあり  
廢表の後天子者敬の徳

し皇女を稱して昭憲  
皇太后と謂り今茲明治  
神文の造啓成ると告ぐ  
乃ち皇考皇妣將に國家  
の崇祀をたまはんとす  
之に從前の稱呼を更めて  
昭憲皇太后と謂ふべし

皇祖妣華照皇太后も亦皇  
祖考に配して華照皇太后と謂

ふべし  
汝群臣衆庶其と斯の旨を  
體せよ

ある所のありきるに  
すらくと凡く將にあり  
養育の後、天子者、敵の後、  
感念のありん、文獻未だ  
地、隣らざるといふありん

以上

大正九年十月十日

柳多喜

大隈侯爵閣下